

【資料 7】

第4期新潟市障がい福祉計画素案

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項	2
(1)	計画作成に関する配慮すべき事項	2
(2)	障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方	4
(3)	相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	5
4	障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	6
5	計画の期間および見直しの時期	6
6	新潟市における障がいのある人を取り巻く状況	6
(1)	障がい者数推移	6
(2)	障害福祉サービス利用状況	7
(3)	新潟市内におけるサービス基盤整備状況	10
7	平成29年度の成果目標	13
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	13
(2)	地域生活支援拠点の整備	14
(3)	福祉施設から一般就労への移行等	14
(4)	成果 目標を達成するための対応	16
8	各年度の活動指標（サービス見込み量）とその確保のための方策	17
(1)	指定障害福祉サービス	17
(2)	相談支援	21
(3)	障がい児支援（児童福祉法）	22
(4)	地域生活支援事業	24
(5)	各年度の活動指標（サービス見込み量）一覧表	30
(6)	活動指標（サービス見込み量）の確保のための方策	34
9	計画の達成状況の点検および評価	34

1 計画策定の趣旨

平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、身体、知的、精神の「三障がい」のサービスの一元化や、障害福祉サービス体系の再編が行われました。また、障がいのある人が地域で自立した生活を営めるよう、入所施設からの地域生活への移行や、入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行などの就労支援体制の強化、そして、相談支援体制の強化が図られています。

あわせて、障がいのある人が必要なサービスを安定的に利用できるよう、サービス提供体制を計画的に整備することを目的として、各種サービスの見込み量や数値目標を明記した障がい福祉計画を策定することが、市町村および都道府県に求められています。

新潟市では平成18年度に、国の基本指針（「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」平成18年厚生労働省告示395号）に基づき、第1期新潟市障がい福祉計画を策定し、平成23年度の数値目標および平成18年度から平成20年度までの3年間のサービス見込み量を設定し、平成21年1月に国の基本指針が改正されたことから、第1期計画の実績を踏まえ、平成21年度から平成23年度までのサービス見込み量などを設定した第2期障がい福祉計画を策定、**第2期計画の実績を踏まえ、平成24年度から平成26年度までのサービス見込み量などを設定した第3期障がい福祉計画を策定しました。**

第4期障がい福祉計画については、これまでの取り組みを更に推進するものとなるよう、これまでの実績を踏まえ、新潟市として地域の特性を考慮しながら平成27年度から平成29年度までのサービス見込量などを設定し策定しました。

18年度 19年度 20年度	21年度 22年度 23年度	24年度 25年度 26年度	27年度 28年度 29年度
第1期	第2期	第3期	第4期
平成18年度から 平成20年度	平成21年度から 平成23年度	平成24年度から 平成26年度	平成27年度から 平成29年度
平成23年度を目標とし、地域の実情に応じたサービス見込み量および数値目標の設定	平成23年度を目標とし、地域の実情および第1期計画の実績を踏まえたサービス見込み量および数値目標の設定	平成26年度を目標とし、地域の実情および第1・2期計画の実績等を踏まえたサービス見込み量および数値目標の設定	平成29年度を目標とし、地域の実情および第1・2・3期計画の実績等を踏まえたサービス見込み量（活動指標）および成果目標の設定

2 計画の位置づけ

この第4期障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく、「市町村障害福祉計画」であり、第1・2・3期計画の実績や新潟市の地域特性を踏まえて策定したものです。

3 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

(1) 計画作成に関する配慮すべき事項

障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスおよび相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がいのある人の範囲を身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者並びに難病患者等であって十八歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図るとともに、どの地域でも同じようにサービスを受けられる体制づくりに努めます。

地域生活移行、地域生活の継続の支援や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供などの地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

特に、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活

への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能を更に強化します。

また、相談支援を中心として、障がいのある人の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行います。

(2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護など）の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障します。

日中活動系サービスの保障

障がいのある人が希望する日中活動系サービス（生活介護，就労移行支援，就労継続支援，地域活動支援センターなどのサービス提供の場）を保障します。

グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備を推進

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所等（施設入所または入院）から地域生活への移行を進めます。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障がいのある人の地域における生活の維持及び継続が図られるようにします。

さらに、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備による地域生活支援機能をさらに強化するため地域生活支援拠点の整備を図ります。

福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用・就労の場を拡大します。

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がいのある人が地域において自立した生活を営むためには相談支援体制の構築が不可欠であり、サービス等利用計画等が支給決定に先立ち必ず作成されるよう体制を維持することが重要です。

このため、障がいのある人からの相談に応じる体制の整備、相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、社会的基盤の整備の実情を把握し、特定相談支援事業所の充実に努めるため、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを有効に活用します。

また、地域移行した障がいのある人の地域への定着はもとより、地域で生活している障がいのある人が住み慣れた地域で生活し続けることができるようにするため、地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

さらに、これらの相談支援の提供体制の確保を含む障がいのある人への支援の体制の整備を図るため、相談支援事業者や関係機関等で構成する「新潟市障がい者地域自立支援協議会」において、支援機関等によるネットワークの構築とその活用により、地域の課題の改善に取り組み、障がいのある人が安心して地域で自立した生活を営むことができるよう、自立支援協議会の機能の充実を図ります。

- 4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 5 計画の期間および見直しの時期
- 6 新潟市における障がい者を取り巻く状況

4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい児については、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築することが重要です。

障がい児を支援する体制を確保するために、児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援の整備についても障がい福祉計画に定め、当該計画に沿った取組を進めるよう努めます。

5 計画の期間および見直しの時期

この第4期計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

6 新潟市における障がいのある人を取り巻く状況

(1) 障がい者数推移

手帳所持者の状況等については、「第3次新潟市障がい者計画素案」の「第1部 総論 7 新潟市における障がい者の状況」を参照してください。

(2) 障害福祉サービス利用状況 (26年度は見込み)

訪問系サービス	単位	24年度	25年度	26年度
居宅介護	時間分	25,525	27,172	30,768
	人分	818	916	983
行動援護	時間分	1,176	1,189	1,367
	人分	68	63	68
同行援護	時間分	3,096	3,495	4,086
	人分	160	173	180
重度訪問介護	時間分	8,149	9,490	11,379
	人分	23	27	30
重度障がい者等包括支援	時間分	0	0	0
	人分	0	0	0

日中活動系サービス	単位	24年度	25年度	26年度
短期入所	時間分	1,375	1,468	1,526
	人分	192	237	257
生活介護	時間分	25,278	26,994	27,566
	人分	1,149	1,227	1,253
療養介護	人分	108	111	110
就労移行支援	時間分	2,948	3,608	3,938
	人分	134	164	179
就労継続支援 (A型)	時間分	1,408	1,980	2,596
	人分	64	90	118
就労継続支援 (B型)	時間分	23,276	24,046	27,280
	人分	1,058	1,093	1,240
自立訓練 (機能訓練)	時間分	484	418	462
	人分	22	19	21
自立訓練 (生活訓練)	時間分	1,562	1,276	1,625
	人分	71	58	67

居住系サービス				
施設入所支援	人分	629	627	627
共同生活介護	人分	160	179	共同生活援助に一元化
共同生活援助	人分	123	123	338

相談支援	単位	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	人(月)	198	492	578
地域移行支援	人(月)	4	6	7
地域定着支援	人(月)	5	10	10

地域生活支援事業	単位	24年度	25年度	26年度
相談支援事業				
障がい者等相談支援事業	箇所	9	9	9
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人(年)	4	7	6
コミュニケーション支援事業				
手話通訳者設置事業	人	11	11	11
手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣事業	派遣延べ人数	2,074	2,100	2,038
日常生活用具給付等事業				
介護訓練支援用具	件	58	53	55
自立生活支援用具	件	193	172	187
在宅療養等支援用具	件	270	286	228
情報・意思疎通支援用具	件	208	173	195
排せつ管理支援用具	件	12,320	13,452	13,410
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	32	24	29
移動支援事業	人	1,020	1,081	1,146
	延時間	102,917	102,941	104,398
地域活動支援センター				
基礎的事業(自市分)	箇所	42	38	42
	人	770	888	933
基礎的事業(他市町村分)	箇所	2	2	2
	人	23	24	26

地域生活支援事業	単位	24年度	25年度	26年度
地域活動支援センター				
機能強化事業（自市分）	箇所	30	28	29
	人	619	752	722
機能強化事業（他市長村分）	箇所	2	1	2
	人	19	20	26
発達障がい支援センター運営事業	箇所	1	1	1
	人	1,168	1,184	1,200
障がい児等療育支援事業	箇所	1	1	1
その他事業				
日中一時支援事業	人日分	15,218	14,014	15,023
訪問入浴サービス事業	人	59	62	63
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	件	2,115	2,239	2,240
福祉ホーム事業	箇所	2	2	2
	利用見込	16	13	11
障がい者ITサポートセンター	箇所	1	1	1
手話奉仕員等養成研修事業				
手話奉仕員養成研修	登録者数 (人)	112	119	125
要約筆記奉仕員養成研修	登録者数 (人)	106	116	116

※単位「人日分」＝「月間の利用人員」×「1人1ヶ月あたりの平均利用日数」

※旧体系サービス，介護給付，訓練等給付，相談支援は3月分実績，地域生活支援事業は，利用量等は年間実績であり，箇所数は年度末実績。

(3) 新潟市内におけるサービス基盤整備状況

(平成26年4月1日現在)

① 訪問系サービス（居宅介護，行動援護，重度訪問介護，同行援護，重度障がい者等包括支援）

居宅介護，行動援護， 重度訪問介護，同行援護， 重度障がい者等包括支援	北区	5	秋葉区	8
	東区	20	南区	2
	中央区	35	西区	20
	江南区	5	西蒲区	3

※事業所所在地区別箇所数。サービス提供地域を複数区としている事業所も多数あります。

② 日中活動系サービス

	就労移行		就労継続 A		就労継続 B		地域活動支援センター	
	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員
北区	3	41	1	20	7	150	1	20
東区	3	27	0	0	8	201	6	94
中央区	5	73	4	70	7	161	9	174
江南区	2	22	1	10	4	74	2	30
秋葉区	1	12	1	10	4	108	2	33
南区	2	14	0	0	2	37	3	45
西区	2	12	0	0	9	228	10	174
西蒲区	2	14	0	0	4	103	2	40

※生活介護（市内 37箇所 定員：984人）は区別毎に集計中です。

③ 居住系（施設系）サービス

		箇所数	定員(人)
居住系サービス	施設入所支援	10	480

④ グループホーム、福祉ホーム

	箇所数	定員 (人)	
グループホーム	56	328	
	(内訳)		
	北区		5
	東区		11
	中央区		3
	江南区		1
	秋葉区		10
	南区		2
	西区		19
西蒲区	5		
福祉ホーム (精神)	2 (内訳：北区1箇所，東区1箇所)	20	

⑥ 移動支援

北区	5	秋葉区	4
東区	17	南区	2
中央区	18	西区	15
江南区	5	西蒲区	3

※事業所所在地区別箇所数。サービス提供地域を複数区としている事業所も多数あります。

⑦ 相談支援体制

	相談支援事業 地域療育等支援事業	地域活動支援センターⅢ型(機能強化型)	身体障がい者・知的障がい者相談員
北区	1箇所	なし	7名
東区	1箇所	5箇所	11名
中央区	3箇所	6箇所	15名
江南区	1箇所	2箇所	7名
秋葉区	1箇所	1箇所	7名
南区	1箇所	2箇所	6名
西区	1箇所	8箇所	12名
西蒲区	1箇所	なし	6名

7 平成29年度の成果目標

福祉施設の入所者の地域生活への移行、地域生活支援拠点の整備、福祉施設からの一般就労への移行、就労移行支援事業の利用者数、就労移行率の3割以上の事業所の割合について、国の基本指針等に基づき、平成29年度における成果目標を次のとおり設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
基準の施設入所者数	627人	平成25年度末の施設入所者数です。
【目標値】 地域生活移行者数	139人 (22%)	上記のうち、平成29年度末までのグループホーム等への地域生活移行者数の目標です。

【数値目標】

- 平成29年度末までに、前期の計画で定めた数値目標の未達成割合10%（63人）と平成25年度末現在の施設入所者の12%以上（76人）が地域生活に移行することを目指します。
- 本市における施設入所待機者は、平成26年11月現在で148人いることから、削減見込みについての目標値の設定はせず、平成29年度までの3年間においては、待機者の解消を目指します。

【実績の状況】

○入所施設から地域生活への移行者数

	23年度まで	24年度まで	25年度まで
入所施設の入所者の地域生活への移行者数	90人	104人	114人

○施設入所者数

	23年度	24年度	25年度
施設入所者数	629人	629人	627人

(2) 地域生活支援拠点の整備

項目	整備の有無
地域生活支援拠点	有

【数値目標】

○平成29年度末までに、少なくとも1つの拠点整備を目指します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	備考
平成24年度の一般就労移行者数	61人	平成24年度において福祉施設等を退所し、一般就労した者の数です。
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	123人	平成29年度において福祉施設等を退所し、一般就労する者の数です。平成24年度の2倍以上を目標とします。

【数値目標】

○平成29年度に福祉施設等から一般就労に移行する人を、平成24年度の一般就労移行者数61名の2倍以上(123人)にすることを目指します。

【実績の状況】

	23年度	24年度	25年度
福祉施設から一般就労への移行者数	55人	61人	101人

○平成25年度の年間一般就労移行者数は、平成24年度実績に対して40人増となっています。

②就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	備考
平成25年度末の就労移行支援事業利用者数	164人	平成25年度末において就労移行支援事業を利用した者の数です。
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数	265人	平成29年度において就労移行支援事業を利用する者の数です。平成25年度末の6割以上増加することを目標とします。

【数値目標】

○平成29年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成25年度末の利用者数（164人）の6割以上（265人）増加することを目指します。

【実績の状況】

	23年度	24年度	25年度
就労移行支援事業の利用者数	116人	134人	164人

○平成25年度の就労移行支援事業の利用者数は、平成24年度実績に対して30人増となっています。

③就労移行率の3割以上の事業所の割合

項目	数値	備考
目標年度の就労移行支援事業所の数	26箇所	平成29年度末において就労移行支援事業所の数です。
目標年度の就労移行率3割以上の事業所の数	13箇所	平成29年度末において就労移行率3割以上の事業所の数です。
【目標値】目標年度の就労移行率3割以上の事業所の割合	50%	平成29年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率3割以上の事業所の割合です。50%を目標とします。

【数値目標】

○平成29年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率3割以上の事業所の割合が50%になることを目指します。

(4) 成果目標を達成するための対応

①福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する対応

- 地域生活を送る上での受け皿づくりとして、グループホーム等の整備を促進するなど、居住の場の確保に努めます。
- 特別支援学校卒業生の進路の把握に努めながら、不足する施設整備を促進するとともに、地域で障がい者が安心して過ごせるよう、日中の活動場所となる日中活動系サービスの質の充実を図り、障がい者の就労・雇用支援機関と連携し、就労の促進に努めます。
- 基幹相談支援センターや地域で暮らす障がいのある人をささえる体制づくり事業により、日常生活の困りごとから、専門的な対応を必要とする相談まで、多様な相談支援の充実に努めます。
- 地域生活への移行に向けた相談や、地域で利用する福祉サービスの調整を行うなど、円滑な移行を支えるコーディネート機能の充実に努めます。
- グループホームでの生活を体験することで、地域での自立生活を促す意識づくりを支援します。
- 地域社会における障がいのある人への理解不足などにより、グループホーム等の居住の場の確保を困難にしている場合もあることから、障がいや障がいのある人の正しい理解の促進に努めます。

②地域生活支援拠点の整備に関する対応

- 地域生活支援拠点の整備については、地域の実情や課題に応じて、どのような機能をどれだけ整備していくかについて、自立支援協議会等の場を用いて検討します。

③福祉施設から一般就労などへの就労移行に関する対応

- 障がい者就業支援センターにおいて就職を希望する障がい者の相談から就職後の定着支援まで一貫した伴走型支援を実施します。
- 障がいのある人の雇用に取り組む企業に対し、助成金の交付や認定・公表などにより、直接的・間接的に支援します。
- 関係機関と連携体制を構築し、障がい特性に応じた職業訓練を行うとともに、職業訓練を実施する施設職員を対象とした支援スキル向上のための研修の充実を図り、障がいのある人の職業能力・社会適応能力の向上に取り組みます。
- 障がいのある人の就労機会を拡大するため、企業に対し、障がい特性や障がいのある人の就労能力について、関係機関や企業と連携し、正しい理解の促進に努めます。
- 障がいのある人を多数雇用している企業に対し、優先的に市が発注を行うことで、障がいのある人の安定した雇用につなげます。また、授産作業を行う施設などへ、市の簡易な作業を委託し、工賃の引き上げを図ります。
- 特別支援学校卒業生の進路を把握しながら就労支援施設の整備に努めます。

8 各年度の活動指標（サービス見込み量）とその確保のための方策

(1) 指定障害福祉サービス

【訪問系サービス】

障がいのある人の増加傾向とともに、訪問系サービスの利用は伸びています。

① 居宅介護（介護給付）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や家事の援助などを行います。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
居 宅 介 護	時間分(月)	33,125	36,380	39,941
	人分(月)	1,079	1,185	1,301

② 行動援護（介護給付）

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な支援、外出時における移動中の介護などを行います。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
行 動 援 護	時間分(月)	1,354	1,429	1,504
	人分(月)	72	76	80

③ 同行援護（介護給付）

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人につき、外出時において、その障がいのある人に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援などを行います。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
同 行 援 護	時間分(月)	4,107	4,365	4,623
	人分(月)	191	203	215

④ 重度訪問介護（介護給付）

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護及び外出時における移動中の介護などを総合的に行います。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
重度訪問介護	時間分(月)	13,383	15,915	18,447
	人分(月)	37	44	51

⑤ 重度障がい者等包括支援（介護給付）

介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
重度障がい者 等包括支援	時間分(月)	372	372	372
	人分(月)	1	1	1

【日中活動系サービス】

日中活動系サービスの利用は伸びており、また、個別支援計画の活用などにより、サービスの質的向上も図られています。今後も利用者の特性に応じたサービス提供体制整備の支援を行います。

① 短期入所（介護給付）

自宅で介護する人が病気の場合などに、障がいのある人を施設で短期間、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の支援を行います。

福祉型

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
短期入所	時間分(月)	1,394	1,445	1,496
	人分(月)	238	255	273

医療型

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
短期入所	時間分(月)	190	197	204
	人分(月)	39	42	44

② 生活介護（介護給付）

常に介護を必要とする人に、日中の入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
生活介護	時間分(月)	28,798	30,096	31,460
	人分(月)	1,309	1,368	1,430

③ 療養介護（介護給付）

常に医療と介護を必要とする人に、医療機関で、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
療 養 介 護	人分(月)	110	110	110

④ 就労移行支援（訓練等給付）

一般企業等での就労を希望する人に対し、一定期間の支援計画に基づいて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、適性に合った職場の開拓や就労後の職場への定着のために必要な支援を行います。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
就労移行支援	時間分(月)	4,510	5,170	5,830
	人分(月)	205	235	265

⑤ 就労継続支援 A 型（訓練等給付）

通常の事業所での雇用が困難な人に対し、雇用契約に基づき働く場を提供するとともに、一般就労へ向け知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
就労継続支援 A 型	時間分(月)	3,674	5,016	6,864
	人分(月)	167	228	312

⑥ 就労継続支援 B 型（訓練等給付）

通常の事業所での雇用が困難な人に対し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
就労継続支援 B 型	時間分(月)	29,458	31,812	34,342
	人分(月)	1,339	1,446	1,561

⑦ 自立訓練〔機能訓練〕（訓練等給付）

身体障がいのある人に対し、地域で自立した生活ができるよう、一定期間の支援計画に基づいて、身体機能の向上のための訓練を行います。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
自 立 訓 練 (機能訓練)	時間分(月)	462	462	462
	人分(月)	21	21	21

⑧ 自立訓練〔生活訓練・日中〕（訓練等給付）

知的障がいや精神障がいのある人に対し、地域で自立した生活ができるよう、一定期間の支援計画に基づいて、生活能力向上のための訓練を行います。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
自立訓練	時間分(月)	1,430	1,562	1,562
(生活訓練・日中)	人分(月)	65	71	71

⑨ 自立訓練〔生活訓練・夜間〕（訓練等給付）

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
自立訓練	時間分(月)	547	547	547
(生活訓練・夜間)	人分(月)	18	18	18

【居住系サービス】

共同生活援助（グループホーム）については、施設・病院からの地域移行の受け皿となるものであることから、さらに整備を進めていく必要があります。併せて施設入所支援についても、必要なサービスの確保に努めます。

① 施設入所支援（介護給付）

施設で夜間等における入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
施設入所支援	人分(月)	648	648	648

② 共同生活援助〔グループホーム〕（訓練等給付）

地域で共同生活を行う住居で、夜間等における日常生活上の援助および相談を行います。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
共同生活援助	人分(月)	388	438	488

(2) 相談支援

① 計画相談支援（サービス利用計画作成）

障害福祉サービス等を利用する全ての障がいのある人に対し、障がいのある人の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援するため、サービス利用計画を作成します。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	人(月)	734	769	804

② 地域相談支援（地域移行支援）

障害者支援施設や児童福祉施設に入所、または、精神科病院に入院している障がいのある人に対し、住居の確保その他地域における生活に移行するための計画作成や活動に関する相談、また、障害福祉サービス事業所への同行支援等を行います。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
地域移行支援	人(月)	17	19	22

③ 地域相談支援（地域定着支援）

施設や病院からの退所・退院や、家族との同居から一人暮らしに移行した人、また、地域生活が不安定な人などに対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急の事態に対しては速やかに駆けつけられる体制を確保し支援します。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
地域定着支援	人(月)	28	28	28

(3) 障がい児支援（児童福祉法）

障がい児を支援する体制を確保するために、児童福祉法に基づく障がい児通所支援及び障がい児入所支援の整備についても障がい福祉計画に定め、当該計画に沿った取組を進めようと努める必要があります。

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練の支援を行います。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人日	1,837	2,145	2,508
	人	167	195	228
児童発達支援センター（福祉型）	箇所	1	1	1

② 医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、治療を行います。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
医療型 児童発達支援	人日	113	113	113
	人	20	20	20
児童発達支援センター（医療型）	箇所	1	1	1

③ 放課後等デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
放課後等 デイサービス	人日	3,346	3,556	3,766
	人	478	508	538

④ 保育所等訪問支援

保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
保育所等	人日	2	2	2
訪問支援	人	2	2	2

⑤ 障がい児相談支援

障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障がい児支援利用援助）等の支援を行います。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
障がい児 相談支援	人	111	120	131

⑥ 障がい児入所施設（福祉型）

障がいのある児童へ入所により福祉サービスを提供します。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
障がい児入所支援 （福祉型）	人	24	25	26

⑦ 障がい児入所施設（医療型）

障がいのある児童へ入所により福祉サービスを提供し、併せて治療を行います。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
障がい児入所支援 （福祉型）	人	12	12	12

(4) 地域生活支援事業

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、多様な事業を実施するとともに、その充実を図っています。

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を行います。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
理解促進研修 啓発事業	実施の有無	有	有	有

② 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
自発的活動 支援事業	実施の有無	有	有	有

③ 相談支援事業

障がいのある人や介護者の相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
障がい者相談支援事業	箇所	4	4	4
基幹相談支援センター	実施見 込み箇 所数	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の 有無	有	有	有

④ 成年後見制度利用支援事業

障がいのある人や介護者の相談に応じ、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
成年後見制度 利用支援事業	人(年)	8	10	12

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無	有	有	有

⑥ コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能に障がいのある人に対し、手話通訳者及び要約筆記者を派遣するとともに、区役所等に手話通訳者を設置し、意思疎通が図れるよう支援します。また、視覚に障がいのある人に対し、点訳、音声訳による支援を行います。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
手話通訳者設置事業	人(年)	11	11	11
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	派遣延べ 人数(年)	2,222	2,421	2,640

⑦ 移動支援事業

屋外での移動が困難な人に対し、外出のための支援を行います。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
移動支援事業	人(年)	1,215	1,288	1,365
	延時間(年)	105,860	107,342	108,845

⑧ 日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人に、下記の用具について給付を行います。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
介護訓練支援用具	件(年)	55	55	55
自立生活支援用具	件(年)	187	187	187
在宅療養等支援用具	件(年)	228	228	228
情報・意思疎通支援用具	件(年)	195	195	195
排せつ管理支援用具	件(年)	14,005	14,626	15,274
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件(年)	29	29	29

⑨ 地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う地域活動支援センターに対する運営費補助を行い、障がいのある人の地域生活の支援を促進します。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
基礎的事業（自市分）	箇所	43	45	47
	人（年）	963	993	1,023
基礎的事業（他市町村分）	箇所	2	2	2
	人（年）	29	32	35
機能強化事業（自市分）	箇所	31	33	35
	人（年）	755	785	815
機能強化事業（他市町村分）	箇所	2	2	2
	人（年）	29	32	35

⑩ 発達障がい者支援センター運営事業

発達障がいのある人の支援拠点として、発達障がいのある人やその家族に対する支援を総合的に行います。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
発達障がい者支援センター運営事業	箇所	1	1	1
	人(年)	1,200	1,200	1,200

⑪ 障がい児等療育支援事業

重症心身障がい児等の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育に関する相談に応じたり、助言や指導を行います。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
障がい児等療育支援事業	箇所	1	1	1

⑫ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	実養成講習終了見込み者数(登録見込み者)	89	99	109
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	実養成講習終了見込み者数(登録見込み者)	53	56	59

⑬ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	実利用見込み人数	11	11	11
	派遣延べ人数(年)	1,155	1,340	1,554

手話通訳者・要約筆記者の広域的な派遣については、実施に向けて新潟県と協議を行います。

⑭ その他の支援事業

○日中一時支援事業

自宅で介護する人が病気の場合などに、障がいのある人を日中、施設で一時的に預かり介護します。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
日中一時支援事業	日分 (年)	15,023	15,624	15,936

○訪問入浴サービス事業

重度の身体障がいのある人に対し、訪問により入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

サービス種別	単 位	27年度	28年度	29年度
訪問入浴サービス事業	人	67	71	75

○更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

身体障がい者授産施設、身体障がい者更生施設等に入所、通所している人に対して、訓練に必要な経費等を支給して、社会復帰の促進を図ります。

	単 位	27年度	28年度	29年度
更生訓練費・施設入所者 就職支度金給付事業	件(年)	2,390	2,480	2,573

○福祉ホーム事業

住居を求めている障がいのある人に対し、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、自立した日常生活・社会生活に必要な支援を行います。

	単 位	27年度	28年度	29年度
福祉ホーム事業	箇所	2	2	2
	人(年)	13	13	13

○障がい者ITサポートセンター運営事業

障がいのある人が情報技術（IT）機器を使って、活動の幅を広げられるよう、障がいに応じた支援機器の選択や、利用方法などについて相談支援を行います。

	単 位	27年度	28年度	29年度
障がい者ITサポート センター運営事業	箇所	1	1	1

○手話奉仕員等養成研修事業

聴覚障がいのある人の交流活動の推進を図り、意思疎通のための情報支援者として、聴覚障がいのある人福祉に理解と熱意を有する者を養成します。

手話奉仕員等養成研修事業	単 位	27年度	28年度	29年度
手話奉仕員養成研修	登録者数 (人)	101	106	111
要約筆記奉仕員養成研修	登録者数 (人)	121	126	131

(5) 各年度の活動指標（サービス見込み量）一覧表

サービス種別		単 位	27年度	28年度	29年度		
指定障害福祉サービス	訪問系サービス	居宅介護	時間分(月)	33,125	36,380	39,941	
			人分(月)	1,079	1,185	1,301	
		行動援護	時間分(月)	1,354	1,429	1,504	
			人分(月)	72	76	80	
		同行援護	時間分(月)	4,107	4,365	4,623	
			人分(月)	191	203	215	
		重度訪問介護	時間分(月)	13,383	15,915	18,447	
			人分(月)	37	44	51	
		重度障がい者等包括支援	時間分(月)	372	372	372	
			人分(月)	1	1	1	
		日中活動系サービス	短期入所(福祉型)	人日分(月)	1,394	1,445	1,496
				人分(月)	238	255	273
	短期入所(医療型)		人日分(月)	190	197	204	
			人分(月)	39	42	44	
	生活介護		人日分(月)	28,798	30,096	31,460	
			人分(月)	1,309	1,368	1,430	
	療養介護		人分(月)	110	110	110	
	就労移行支援		人日分(月)	4,510	5,170	5,830	
			人分	205	235	265	
	就労継続支援A型		人日分(月)	3,674	5,016	6,864	
人分(月)			167	228	312		
就労継続支援B型	人日分(月)		29,458	31,812	34,342		
	人分(月)		1,339	1,446	1,561		
自立訓練(機能訓練)	人日分(月)		462	462	462		
	人分(月)		21	21	21		
自立訓練(生活訓練・日中)	人日分(月)		1,430	1,562	1,562		
	人分(月)		65	71	71		
自立訓練(生活訓練・夜間)	人日分(月)		547	547	547		
	人分	18	18	18			
サービス 居住系	施設入所支援	人分(月)	648	648	648		
	共同生活援助(グループホーム)	人分(月)	388	438	488		

※単位「人日分」＝「月間の利用人員」×「1人1ヶ月あたりの平均利用日数(通所系=22日)」

※指定障害福祉サービスは月間の見込み量

各年度の活動指標（サービス見込み量）一覧表

サービス種別		単 位	27年度	28年度	29年度	
相談支援	計画相談支援	人分	734	769	804	
	地域移行支援	人分	17	19	22	
	地域定着支援	人分	28	28		
障がい児支援	児童発達支援	人日分(月)	1,837	2,145	2,508	
		人分(月)	167	195	228	
	児童発達支援センター(福祉型)	箇所	1	1	1	
	医療型児童発達支援	人日分(月)	113	113	113	
		人分(月)	20	20	20	
	児童発達支援センター(医療型)	箇所	1	1	1	
	放課後等デイサービス	人日分(月)	3,346	3,556	3,766	
		人分(月)	478	508	538	
	保育所等訪問支援	人日分(月)	2	2	2	
		人分(月)	2	2	2	
	障がい児相談支援	人分(月)	111	120	131	
障がい児入所施設(福祉型)	人分(月)	24	25	26		
障がい児入所施設(医療型)	人分(月)	12	12	12		
地域生活支援事業	理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有
	自発的活動支援事業		実施の有無	有	有	有
	相談支援事業	障がい者相談支援事業	箇所	4	4	4
		基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有
		住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

※地域生活支援事業は年間の見込み量

各年度の活動指標（サービス見込み量）一覧表

サービス種別		単 位	27年度	28年度	29年度	
地域生活支援事業	成年後見制度利用支援事業	実利用見込み人数	8	10	12	
	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	
	コミュニケーション支援事業	手話通訳者設置事業	人(年)	11	11	11
		手話通訳者・要約筆記者派遣事業	派遣延べ人数(年)	2,222	2,421	2,640
	移動支援事業		人(年)	1,215	1,288	1,365
			延時間(年)	105,860	107,342	108,845
	日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	件(年)	55	55	55
		自立生活支援用具	件(年)	187	187	187
		在宅療養等支援用具	件(年)	228	228	228
		情報・意思疎通支援用具	件(年)	195	195	195
		排せつ管理支援用具	件(年)	14,005	14,626	15,274
		居住生活動作補助用具(住宅改修費)	件(年)	29	29	29
	地域活動支援センター事業	基礎的事業(自市分)	箇所	43	45	47
			人(年)	963	993	1,023
		基礎的事業(他市町村分)	箇所	2	2	2
			人(年)	29	32	35
		機能強化事業(自市分)	箇所	31	33	35
			人(年)	755	785	815
		機能強化事業(他市町村分)	箇所	2	2	2
人(年)			29	33	35	

※地域生活支援事業は年間の見込み量

各年度の活動指標（サービス見込み量）一覧表

地域生活支援事業	発達障がい者支援センター運営事業		箇所	1	1	1	
			人（年）	1,200	1,200	1,200	
	障がい児等療育支援事業		箇所	1	1	1	
	行う者の養成研修事業 専門性の高い意思疎通支援を	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	登録見込み者数	89	99	109	
		盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	登録見込み者数	53	56	59	
	行う者の派遣事業 専門性の高い意思疎通支援を	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	実利用見込み人数	11	11	11	
			派遣延べ人数	1,155	1,340	1,554	
	その他地域生活支援事業	日中一時支援事業		日分(年)	15,023	15,624	15,936
		訪問入浴サービス事業		人	67	71	75
		更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業		件(年)	2,390	2,480	2,573
		福祉ホーム事業		箇所	2	2	2
				人	13	13	13
		障がい者ITサポートセンター運営事業		箇所	1	1	1
		手話奉仕員等養成研修事業	手話奉仕員養成研修	登録者数(人)	101	106	111
	要約筆記奉仕員養成研修		登録者数(人)	121	126	131	

※地域生活支援事業は年間の見込み量

(6) 活動指標（サービス見込み量）の確保のための方策

- 自立支援協議会などを通じて、指定障害福祉サービス、指定相談支援および地域生活支援事業を行う意向を有する事業者の把握に努めます。
- 事業者等に広く情報提供を行うなどの方法により、障がいの種別なく事業者の参入を引き続き促進します。
- 国や県の補助事業などを積極的に活用して、サービス提供基盤の整備に努めます。

9 計画の達成状況の点検および評価

各年度における障がい福祉計画のサービス見込み量等の達成状況については、新潟市障がい者地域自立支援協議会および新潟市障がい者施策審議会において、分析・評価を行い、計画の具体化に向けた調整や協議を行います。

